

旭川医科大学戦略本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学戦略本部規程の一部を改正する規程

旭川医科大学戦略本部規程（令和5年旭医大達第11号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 本部は、次に掲げる部員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>大学運営会議の構成員から学長が指名する者</u> 若干人</p> <p>(2) 人事・組織戦略本部には人事課長，財務経営戦略本部には会計課長</p> <p>(3) その他，本部長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第1号及び第3号の部員は，学長が委嘱する。</p> <p>3 本部に，それぞれ本部長を置き，第1項第1号に掲げる部員<u>の中から学長が指名する者</u>をもって充てる。</p> <p>4 本部長に事故があるときは，あらかじめ本部長が指名した部員がその職務を代行する。</p> <p>(任期)</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 本部は，次に掲げる部員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>学長が指名する副学長又は学長補佐</u></p> <p>(2) 人事・組織戦略本部には人事課長，財務経営戦略本部には会計課長</p> <p>(3) その他，本部長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第1号及び第3号の部員は，学長が委嘱する。</p> <p>3 本部に，それぞれ本部長を置き，第1項第1号に掲げる部員をもって充てる。</p> <p>4 本部長に事故があるときは，あらかじめ本部長が指名した部員がその職務を代行する。</p> <p>(任期)</p>

第5条 前条第1項第1号の部員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、大学運営会議の構成員たる役職の任期の末日を超えないものとする。

2 前条第1項第3号の部員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、本部長の任期の末日を超えないものとする。

3 前条第1項第1号及び第3号の補欠の部員及び追加の部員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。（新設）

（略）

附 則

1 この規程は、令和5年5月16日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に委嘱される第4条第1項第1号及び第3号の部員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

【改正理由】

本組織の体制整備を図るため、所要の改正を行うものである。

第5条 前条第1項第1号の部員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、副学長又は学長補佐の任期の末日を超えないものとする。

2 前条第1項第3号の部員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、本部長の任期の末日を超えないものとする。

（略）